

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p><b>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</b></p> <p>FMラジオを通じて、県の施策、各種お知らせ及びイベント情報を県民に紹介するため、県内全域に放送できる設備及び放送免許を必要とする。</p> <p><b>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</b></p> <p>株式会社エフエム岐阜は、都市部のビルの谷間などでもAMラジオ放送に比して安定した高音質の放送を届けることができ、聴取者が若年層や子育て世代、就業者世代に多い特性を有するFMラジオ放送を、岐阜県のほぼ全域に放送できる唯一の民間放送局である。</p> <p>従って、株式会社エフエム岐阜を委託契約先とする。</p>